

業務指示書

モンゴル国モンゴルPPP能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年3月13日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年3月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：PPPに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/PPP政策・制度的枠組み）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：PPPに係る各種業務に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（モンゴル及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 PPPファイナンス】

- 1) 類似業務の経験：PPPファイナンスに係る各種業務に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（モンゴル 及び全世界）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月28日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MNT1 = 0.058 円 , US\$1 = 102.20 円 , EUR1 = 139.84 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 4月 3日(木)

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/PPP政策・制度的枠組み
PPPファイナンス

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年4月15日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
モンゴル国モンゴルPPP能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/PPP政策・制度的枠組み	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： PPPファイナンス	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

近年モンゴルは、豊富な鉱物資源の開発の本格化に伴い、中長期的に経済成長が見込まれることもあり、我が国企業を含む民間資本の流入や石炭・銅の国際市況により、良好な経済成長の実績を示している（2012年経済成長率：12.3%。出所：モンゴル国家統計委員会）。今後もモンゴルが経済成長を持続させるための開発課題の一つとして、インフラ開発が挙げられる。とりわけ電力、水供給、輸送関連のインフラ開発に関する膨大なニーズが存在する。しかしながら、政府の自己資金やODAだけでは、必要な膨大な資金を賄いきれない状況にある。

このような状況を受け、2009年、モンゴル政府は民間資金を活用した Public-Private Partnership (PPP) スキームによるインフラ整備を推進する方針（国家 PPP 政策）を打ち出した。その後、経済開発省¹への PPP 担当部局（IPPP 局：Innovation PPP Department）の設置や、コンセッション法の制定・施行、コンセッション・リストの作成など、PPP 促進のための環境整備を進めている。さらに2011年に策定された2012～2016年の政府改革アクションプラン（Action Plan of the Reform Government to be implemented through the Years 2012 - 2016）でも、優先課題の一つとして PPP への取り組みを新たなレベルに発展させることが明記されている。

しかしながら、モンゴルにおける PPP の歴史は浅く、依然として制度・政策面の整備が不十分である。例えば、コンセッション法や関連法では、法律や経済環境の変化による損害に対する補償は規定している一方、官民リスクシェアリングに関して規定されていない。

また、PPP に対する理解は十分に進んでいるとは言い難く、PPP を主に政府予算の資金ギャップを埋めるための手段として注目する傾向が強い。公共投資計画（PIP）の実現手段として PPP を明確に位置づけていないため、商業性の観点から、公共事業の候補案件を従来どおり公的資金により実施するのか、PPP により実施するのかに関する判断をしていない。ライン省庁によると、当初は公共投資事業を想定していたが、予算制約上、実施困難と判断された案件を、改めて PPP 候補案件として経済開発省に提出した事例が複数存在している。PPP を安易な資金ギャップとして見るため、官民リスクシェアリングの必要性やあり方に関する基本的な理解は進んでいない。そのため、PPP に伴う官側のリスクシェアリングに伴い発生するフィスカル・リスクなど、マクロ経済運営面の含意に対する理解も十分に進んでいない。関連して、PPP を主導する IPPP 局と PIP 担当部局、大蔵省等の政府内ステークホルダーとの調整メカニズムの不備が指摘されている。IPPP 局は民間セクターとの対話も十分に行われていない。

IPPP 局やセクター省庁等における人材・知識・経験の蓄積も十分に進んでいない。各セクター省庁ではコンセッション・リストを作成しているが、調査予算の不足も相俟って、多くの案件でプレ・フィージビリティ・スタディ（プレFS）やフィージビリティ・スタディ（FS）を実施していない、投資・ファイナンス分析やリスク分析が十分に行われていない案件が散見される。また民間セクターやドナー・開発金融機関（DFI）からは、官民リスクシェアリングの分担を巡る理解の違いやモンゴル側の実務能力の不足から、コンセッション契約の交渉がスムーズに進まないケースがあるとの指摘がある。これまでにアジア開発銀行（ADB）、世界銀行（WB）をはじめ、ドナー・開発金融機関（DFI）が本分野に対して

¹ 省庁再編を経て、2012年に新設された省庁。経済・社会発展の中長期と短期における最適な政策を計画・実施を担う。

支援を行っているが、上述のモンゴルにおける PPP 分野の課題はまだ山積している。JICA としても、「対モンゴル国 国別援助方針」(2012 年 5 月)では、援助重点分野の一つに「鉱業セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化」を掲げ、開発課題に「資源収入の適正管理を含むガバナンス強化」を取り上げている。日本の対応方針として、行政能力の向上による財政管理・金融機能の強化、並びに法・制度整備および関連人材育成を通じたガバナンス体制の確立・定着に向けた支援を掲げており、PPP 能力強化もこの枠組みに位置づけられる。

こうした中、モンゴル政府は我が国政府に対し、更なる PPP 能力強化のための技術協力プロジェクトの実施を要請した。これを受けて、JICA は 2013 年 9~12 月にかけて 2 回に分けて詳細計画策定調査を実施した。調査結果を踏まえ、2014 年 1 月 29 日にモンゴルの PPP 行政能力強化を目的とした「モンゴル PPP 能力強化プロジェクト」(以下、本プロジェクト)として、両国間で討議議事録 (Record of Discussions:R/D) の署名・交換を行った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

モンゴル PPP 能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

モンゴルにおいて、PPP がより一層促進される。

(3) プロジェクト目標

効果的な PPP 計画策定・運営にかかる経済開発省イノベーション・PPP 局 (IPPP 局) の実務能力が強化される。

(4) 期待される成果

- 1) PPP 啓発活動の有効な取組みが、民間セクターを含む主要関係者に対して導入・実施される。
- 2) IPPP 局の PPP 実施枠組みが強化される。

(5) 活動の概要

【民間セクターを含む主要関係者に対する PPP 啓発プログラムの導入・実施】

- 1-1 啓発プログラム (対象グループ、テーマ、実施方法など含む一連の PPP 啓発セミナーの計画) を策定する。
- 1-2 (i) 経済開発省、大蔵省および関係省庁の高級官僚や政府高官 (タイプ I)、並びに(ii) 関係省庁、民間セクター、金融機関、メディアなどの実務者 (タイプ II) を対象にして、PPP に関する啓発セミナーを実施する。
- 1-3 啓発セミナーの実施状況をモニタリングし、その結果を次期セミナーに反映させる。

※タイプ I については、講師は (日本の) 国内支援委員 (注: 国内支援委員会の説明は「『5. 実施方針及び留意事項』(2) 国内支援委員会の設置を参照)」が担当。タイプ II の講師は本業務従事者が担当。

【IPPP 局の PPP 実施枠組みの強化】

＜政府関係各機関間、官民間の連携強化アプローチ＞

- 2-1 PPP の促進に向けて、政策・制度的な枠組みを評価し、報告書を作成する。
- 2-2 主要な政府省庁（大蔵省、経済開発省 PIP 担当部局など）間で調整会議を開催する。
- 2-3 PPP のビジネス環境について民間セクターと対話の場を持ち、コメント、要望および提言を記載した報告書を作成する。
- 2-4 PPP の適切な調整・連携に向けた活動計画を策定する。
- 2-5 活動計画の実施状況をモニタリングし、その結果をその後のプロジェクト活動に反映させる。

＜実践的なアプローチ＞

- 2-6 同意された基準に基づいて、支援対象 PPP 事業を選定する。
- 2-7 日本および/または第三国での経験を参考にして、同事業の準備・実施を支援する。（本プロジェクトではこの支援を「ケース・スタディ」と呼ぶ。）
- 2-8 同事業の経験を活用し、ケース・スタディ教材を作成する。
- 2-9 PPP 事業のスクリーニングおよびコンセッション期間中のモニタリングなどに関するガイドラインおよび/または参考資料を作成する。

（6）対象地域

モンゴル国ウランバートル市

（7）関係官庁・機関

1) 実施機関

経済開発省（MED） イノベーション・PPP 局（IPPP 局）

2) 関係機関（仮）

経済開発省 開発政策及び戦略計画・規制局、経済協力及びローン・援助政策局

大蔵省 財政政策・債務管理局

教育省、エネルギー省、環境省、道路運輸省（各 PPP 担当部局）

3. 業務の目的

本事業は、①民間セクターを含む主要関係者に対する PPP 啓発プログラムの有効な取り組みの導入・実施、②PPP 促進にかかる IPPP 局の関与を強化することにより、IPPP 局の実践的な能力が改善されることを図り、もってモンゴルにおける PPP のさらなる促進に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2014 年 1 月 29 日にモンゴル国経済開発省と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「モンゴル PPP 能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 経済開発省の中堅幹部のキャパシティ・ビルディング

経済開発省は、2012年のモンゴル省庁再編を経て新しく設置された省である。経済開発省の目的は、経済・社会発展の中長期と短期における最適な政策を計画・実施し、国民の快適な生活の確保と安定的な向上を図ることである。

他方、経済開発省は職員が急遽集められた（主に新規採用、一部各省から異動）組織であり、職員の定数、及び、専門性（とくに公共投資政策、PPP分野の知見、ファイナンスなど）に課題を有している。IPPP局は、経済開発省が設置される以前にPPPを所掌していた国家資産委員会（SPC）のPPP担当部局の業務及び一部人員を引き継いで設置された。

このような点に留意し、本案件では、経済開発省等の中堅人材がマクロ経済、PPP（形態及び官民リスクシェアリング等）、投資環境（外国投資を含む）、ファイナンス・投資分析、プロジェクト金融・リスク分析・評価・モニタリング、信用補完措置に関する基礎的知識を習得できるように十分に留意する。

(2) 国内支援委員会の設置

本プロジェクトでは、学者を中心とした国内支援委員会を設置予定である。委員の主な役割は、経済開発省、大蔵省及び関係省庁の高級官僚や政府高官を対象とした現地でのPPP啓発セミナーの講師を務めることを想定している。プログラムのテーマ選定に際しては国内支援委員会の意見も踏まえて決めるため、モンゴルPPPの現状・課題等に関して委員会とも適時情報共有を行うこととする。

(3) PPP啓発プログラム

モンゴル国内のPPP主要関係者を対象としたPPP啓発プログラム（対象グループ、テーマ、実施方法など含む一連のPPP啓発セミナーの計画）の実施を予定している。対象者を「タイプI：経済開発省、大蔵省および関係省庁の高級官僚や政府高官」、と「タイプII：関係省庁、民間セクター、金融機関、メディアなどの実務者」、の2タイプに分け、それぞれ独立したプログラムとして実施する。

タイプIに関しては、年3～4回程度といった複数回の開催を予定している（第一回PPP啓発セミナーは5月中下旬～6月頃を予定。それ以降の具体的な時期は未定）。講師は国内支援委員会が担うが、企画・準備等は受注者が経済開発省と協力して行う。またタイプIIに関しては、現地でのニーズに応じて実施方法・頻度を検討することとする。講師は受注者が担うこととする。

(4) 本案件での支援対象PPP事業※プロポーザル提案項目（詳細は5. (10)に記載）

本案件では、モンゴル国内におけるPPP候補事業の中から支援対象PPP事業を選定し、実現に向けた支援を行う。支援対象PPP事業は以下の方針で選定する。なお、支援対象PPP事業の支援に携わる業務従事者（但し評価対象とする業務従事者を除く）については、プロポーザル提出時には未定とし、プロジェクトが開始し支援対象PPP事業が決まった後に受注者が選定することも可とする。

1. 選定基準

- ・ 支援対象PPP事業数は最大で5件。
- ・ 経済開発省並びにセクター省庁が、支援対象PPP事業の事業化に向けて強いコミットメントを発揮すること。
- ・ 原則として、プレFS及び/またはFSが実施されており、①技術的な実現可能性が確認

済みであること、②環境アセスメント（EIA）が実施済みであること、③土地収用などの社会的問題がないことが確認されている。

2. 支援対象 PPP 事業選定・支援時の留意事項

- ・対象案件は、セクター間のバランスありきではなく、事業の質や PPP 案件としての潜在性（事業収入の多寡、支援対象 PPP 事業に関心を示す民間企業の有無等）に基づいて選定する。
- ・実現可能な案件/手法を重視する。（大規模な PPP 案件だけでなく、管理委託（management contract） やリースなど中小規模の PPP 案件も可とする。）
- ・本案件において、JICA 側はプレ FS、FS 実施のための費用を負担しないことを先方政府と合意済み。
- ・JICA 側は支援対象 PPP 事業の入札書類ドラフトは作成しない。
- ・JICA 側は支援対象 PPP 事業の落札者との契約交渉には参加しない。
- ・ただし C/P に対して、支援対象 PPP 事業に限らず、PPP 事業全般に共通する入札書類作成や契約交渉に係る助言は提供する。

上記プロセスを経て選定された PPP 事業に対して、受注者は我が国及び第三国の経験を適宜活用しつつ、以下に関する支援を行う。ただし、現在の想定として第 1 次現地作業の際に支援対象事業が選定されるため、各案件によって、PPP 実施準備の何れのステージにあるかは異なり、以下は一般的記述である点に注意する。

- ア) PPP 案件として実現させるための作業スケジュール（案）の在り方
- イ) 公的部門による、民間セクターに対する PPP 実施促進のための支援策
- ウ) 入札手続きの準備方法と実際
- エ) コンセSSIONネアの選定方法と実際
- オ) コンセSSION契約の実際
- カ) コンセSSION契約期間中の PPP 実施状況のモニタリング方法と実際

(5) 本邦研修及び第三国視察 ※プロポーザル提案項目（詳細は 5. (10) に記載）

モンゴル国の PPP の普及を目指し、日本並びに、類似の PPP 導入・運用経験を有する第三国において、PPP の導入経験を学べるような視察・研修の計画を策定し、受入機関の特定・調整及び実施支援を行う。「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012 年 4 月版）」に沿って、以下項目の業務を行う。

- ①プロジェクト期間中に計 3 回（本邦研修：1 回または 2 回、第三国視察：1 回または 2 回）、10 名程度、1～2 週間程度、C/P 職員を中心に日本並びに第三国への視察・研修の実施を検討する。

【本邦研修】

対象者：モンゴル経済開発省及び関連省庁の職員計約 10 名
期間：2 週間程度
地域：日本国内

【第三国視察】

対象者：モンゴル経済開発省及び関連省庁の職員計約 10 名
期間：1 週間程度
地域：世界（日本、モンゴルを除く）

- ②本邦研修については、モンゴル国政府の PPP 普及・運用にとって参考となる日本国内機関による取り組み事例を整理し、受け入れ可能性を調査する。
また、第三国視察については、モンゴル国政府の PPP 普及・運用にとって参考となる取り組み事例がある国における視察を実施すべく、事例及び受け入れ可能性を調査する。
本邦研修及び第三国視察のいずれにおいても、受注者は C/P 及び JICA 産業開発・公共政策部の意向を確認しつつ、視察・研修の企画についてプロジェクト関係者・訪問国の関係機関等と協議・調整を行い、視察・研修計画を取りまとめる。
- ③受注者は、参加者の人選につき C/P に助言し、渡航査証の取得等にかかる書類の作成・手続き、訪問政府国との連携・調整を支援する。また、本邦研修については、要望調査票及び要請書（A2A3 フォーム）の取り付け支援も行う。
- ④視察・研修の実施にあたっては、JICA 産業開発・公共政策部、受入国の JICA 事務所の意向を確認しつつ、訪問国の関係機関との調整を行い、同行を含め視察・研修の実施を支援する。具体的な支援項目は以下の通り。
- ・見学先・実習先の手配
 - ・教材の作成
 - ・研修場所及び必要資機材の手配
 - ・講義・実習・見学の実施
- ⑤次回視察・研修への要望等も聴取し、報告書としてまとめ、JICA に提出するとともに、次回視察・研修の計画実施の際の参考にする。
- ⑥帰国後は、参加者がプロジェクトに引き続き関与することを確認する。

（6）我が国企業・JICA 支援事業との連携

本邦大手銀行も我が国企業のモンゴル進出を支援するため相次いでモンゴルに進出するなど、日本企業のモンゴル進出に向けた動きが活発化している中、本プロジェクトの実施は、我が国企業の投資にかかるビジネス環境の整備促進に寄与することが期待される。また、モンゴルにおいては我が国企業の関心も踏まえ、協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じ、PPP 事業の個別案件形成支援を実施している。こうした個別案件との連携をはじめ、モンゴル側カウンターパート機関との守秘義務を前提としつつ、それに抵触しない範囲で、JICA が我が国企業に対して適宜情報提供を行うことに協力する。

（7）他ドナー・開発金融機関（DFI）との連携

モンゴルの PPP 分野に対して支援を行っているアジア開発銀行（ADB）を初めとする他ドナー・DFI とともに連携して、業務を行う。特に ADB は、経済開発省の PPP 分野のキャパシティ・ビルディングとして 2012 年 12 月から 2 年間の技術協力を行っている。内容としては現行法制度の見直しからイノベーション PPP（IPPP）局職員の能力強化・トレーニング、さらにセクター省庁への啓発・連携と非常に多岐に亘っている。なおこの技術協力とは別に、ADB はモンゴル国内の PPP 案件（第 5 火力発電所）に対してアドバイザーを派遣している。本プロジェクト開始後、ADB による PPP 支援案件と本プロジェクトで取り扱う PPP 支援案件とが重複しないよう調整する必要がある。

また、世界銀行は過去モンゴル PPP 分野に関してコンサルタントを傭上し、コンセッション法案の作成などの技術支援を行った。他にも欧州復興開発銀行（EBRD）は風力発電所に対する投融資を実施した。こうした他ドナー・DFI とともに情報共有を行いながら、業務を進めることとする。

(8) プロジェクトの中間レビュー

JICA は、必要に応じて、中間レビュー、終了時評価調査を実施する。同調査の実施に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、同調査の実施の有無・時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、決定される。

(9) 公共財政管理の視点

プロジェクトで実施する技術協力活動にあたっては平成 25 年 3 月 15 日付「公共財政管理分野における JICA 技術協力の効果的な実施のための留意事項」【配布資料参照】を踏まえ、相手国の公共財政管理制度を把握したうえで、中長期的な視点の下、先方 C/P の能力向上支援を行うこととする。

(10) プロポーザルでの提案

① PPP 事業の準備・実施支援

上述の(4)において、モンゴル側関係機関の実務能力・経験値を高めるために、受託コンサルタントとして、どのようなアプローチが有効と考えられるか提案すること。

② 本邦研修・第三国視察

上述の(5)で記載の通り、本プロジェクトで実施する本邦研修並びに第三国視察の計画書(案)をプロポーザルで提案する。(5)で記載した研修の条件に留意の上、各研修の計画書(案)(研修の目的、特徴、対象者内訳、研修先、プログラム等)を記載すること。なお本計画書(案)は、モンゴル PPP 環境との親和性、研修効果、実現可能性、費用対効果を踏まえて、プロポーザル評価の際に参考とする。本邦研修は「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン(2012年4月版)」を参照の上、研修実施経費を本見積の中に含めることとする。第三国視察実施に係る経費については本契約に含め、本見積りにて提出すること。

なお実際の研修先の選定時には、本計画書(案)は参考としたうえで、改めてモンゴル経済開発省、JICA 等とも相談の上で研修先を決定する。

6. 業務の内容

本業務は、約 2 年間のプロジェクト協力期間全体にわたり実施することとし、以下の業務内容を想定している。受注者は、国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案する。なお以下では、現地作業、国内作業の区別は行っておらず、また作業工程の順序も特に考慮していない。

<ワーク・プランの作成及びセットアップ>

(1) ワーク・プランの作成・協議

本プロジェクトに係る R/D や詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(原案)にとりまとめる。同プランをもとに、モンゴル側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

(2) キャパシティ・マトリックスの精緻化

本プロジェクトでは、2013年12月に実施した詳細計画策定調査時に、モンゴル側関係者のPPP関連分野のキャパシティ水準を把握するため、キャパシティ・マトリックス(案)を作成している。それによって、中長期的な視点から、モンゴル政府の関係機関のレベルが現在何処に位置し、本プロジェクトでどこまで到達することを目指すかなど「見える化」を図っている。PPPに係る主要関係者の現状も調査したうえで、主要関係者のキャパシティ・マトリックスの内容を精緻化する。なおキャパシティ・マトリックス(案)については、詳細計画策定調査時に原案を作成済みなので、調査結果に応じて原案に修正を加えて内容を完成させる。

(3) ワーク・プランの合意

上記の活動の結果を踏まえ、再度プロジェクトの実施方法等を具体化したワーク・プランを作成し、モンゴル側関係者等と協議、意見交換し、合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)を開催した上でワーク・プランとして合意する。なおワーク・プランにはキャパシティ・マトリックスも含める。

(4) 必要資機材の供与

R/Dで合意している機材供与リストに基づき、本協力に係るC/Pの業務に必要な機材を調達し、C/Pに供与する。なお機材調達や、調達機材の検査、機材の供与の際には、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン 平成24年4月」を熟読の上、手続きを行う。とりわけ、機材の受け渡し手順(先方へのJICA事務所長名ハンドオーバーレターの発信と、先方からの受領書の取り付け等)や供与機材へのJICAロゴシールの貼り付けなどに関しては、JICAモンゴル事務所の指示に従う。

<PPP啓発プログラム>

(5) PPP啓発プログラムの策定

受注者は、C/Pから本プログラムのテーマに係る要望を確認すると同時に、PPP主要関係者(C/Pを含む)の知識・経験を分析し、PPP行政上の課題を抽出する。国内支援委員会及びJICAとも協議の上でテーマ選定を行い、主要関係者のPPP理解促進に向けたPPP啓発プログラム案(対象グループ、題目、実施方法などを含む一連の啓発セミナーの計画)を策定する。

なお、プログラム対象者を、「タイプI: 経済開発省、大蔵省および関係省庁の高級官僚や政府高官」と「タイプII: 関係省庁、民間セクター、金融機関、メディアなどの実務者」、の2タイプに分け、それぞれ独立にPPP啓発プログラムを策定することとする。(詳細は「5. 実施方針及び留意事項」に記載)。

(6) PPP啓発プログラムの実施

上述の(5)で策定したPPP啓発プログラムの内容に沿って、PPP啓発セミナーを複数回実施する。受注者はC/PとともにPPP啓発セミナーの企画、準備、実施を行う。なお研修講師は、タイプIは国内支援委員、タイプIIは受注者が主に担当することを想定する。必要性が認められる場合、各講師に加えて別の国内外からの外部講師の登用も可能である。その際は事前にC/P、国内支援委員会、JICAと外部講師の妥当性を検討することとする。

(7) PPP 啓発プログラムのモニタリング

啓発セミナーの実施状況をモニタリングし、その結果を次期プログラムに反映させる。PPP 啓発セミナー参加者へのアンケートを通じて、参加者の満足度や要望等を確認の上、次回のテーマ設定や改善点の整理等に役立てる。

<政府関係各機関間、官民間の連携強化アプローチ>

(8) モンゴル PPP に係る現状調査

PPP の促進に向けて、政策・制度的な枠組みを評価し、PPP 運用上の手順・手続きを明確化し、諸制度をレビューした報告書を作成する。特に PPP 関連省庁及び民間セクターとの連携に係る現状の課題を抽出する。

(9) 調整会議の開催

G/P とも協議の上、主要な政府省庁間との調整会議(*)を企画し、開催する。PPP の円滑な実施に当たっては、大蔵省、経済開発省 PIP 担当部局等の他省庁・他部局との連携が求められることから、これら関連省庁とも PPP 分野で十分な連携が図れるよう、G/P とともに調整を行う。

(*)これは JCC とは別途開催する政府省庁間の調整会議である。

(10) 民間セクターとの対話

PPP のビジネス環境について G/P 及び関連省庁と民間セクター（企業及び金融機関）と対話の場を設定し、民間セクターからのコメント、要望および提言を記載した報告書を作成する。PPP の円滑な実施のために、民間セクターの十分な理解と関心が必要であることから、官民の対話の場を通じて、民間セクターの理解促進並びに要望収集を図る。

(11) PPP 実施促進に向けた行動計画の策定

上記(8)～(10)に基づき、PPP 実施促進に向けた行動計画(案)を策定する(注:承認方法はモンゴル側 G/P 機関と協議)。行動計画(案)には、今後の PPP 実施促進に向けて、政府関係機関が起こすべきアクション項目及び担当機関・部局、期限を記載することを想定する。行動計画(案)の策定によって、従来必ずしも調整のとれていなかった政府関係機関が足並みを揃えてアクションを起こしていくベースとなることを想定する。

なお、「2012～2016 年の政府改革アクションプラン」との違いは、右アクションプランは PPP 実施促進に関する大枠の提示にとどまるのに対し、本プロジェクトで取り纏める行動計画(案)は具体的施策と実施時期を記載するものとし、例えば「●●省は官民リスクシェアリングにおける官側履行事項に係る具体的施策を●●までに検討し、●●までに施行に移す」といったイメージである。但し、上記(9)及び(10)の結果による。

(12) モニタリング

省庁間調整会議並びに民間セクターとの対話に係り、活動計画の実施状況をモニタリングし、その結果をその後のプロジェクト活動に反映させる。なお、モニタリング結果によって、上記(11)の行動計画を改定していくことは想定しない。

<実践的なアプローチ>

(13) 本プロジェクト支援対象とする PPP 候補事業の選定

同意された基準に基づいて、C/P、JICA とも協議の上、支援対象 PPP 事業を選定する。候補事業の数は最大で 5 件であり、原則プレ FS 及び/または FS が実施済みであることを条件とする。(詳細は「5. 実施方針及び留意事項」に記載)。また、詳細は後段の「4. 配布資料」に記載した本年 1 月 23 日に開催したコンサルタント説明会のパワーポイント資料スライド 19~21 を併せて参照のこと。

(14) PPP 事業の準備・実施支援 (ケース・スタディ)

日本及び/または第三国での経験を参考にして、同事業の準備・実施を支援する。本プロジェクトではこの支援を「ケース・スタディ」と呼ぶ。想定される支援内容や提案事項に関しては、対象 PPP 事業の進捗状況に応じて決定する。

なお、後段の「4. 配布資料」に記載した本年 1 月 23 日に開催したコンサルタント説明会のパワーポイント資料スライド 23 にあるとおり、モンゴル側 C/P がケース・スタディとして取り上げる事例を提供できない場合、C/P に対し、以下のテーマに関する学習機会を提供することをもって、ケース・スタディに代える。

- ア) セクター省庁及び IPPP 局における支援対象 PPP 事業のスクリーニング方法
- イ) 公的部門による、民間セクターに対する PPP 実施促進のための支援策
- ウ) 入札手続きの準備方法と実際
- エ) コンセSSIONネアの選定方法と実際
- オ) コンセSSION契約の実際
- カ) コンセSSION契約期間中の PPP 実施状況のモニタリング方法と実際

(15) ケース・スタディ教材の作成

同支援対象 PPP 事業の経験を活用し、ケース・スタディ教材を作成する。教材作成の意図としては、経済開発省等がこれらの教材を将来の PPP 啓発プログラムや PPP 研修において使用することを想定している。

(16) ガイドライン/参考資料の作成

ケース・スタディを実施する中で、モンゴル政府部内のガイドライン・参考資料の不備が判明した場合、それに対応したものを作成する。現時点では①PPP 事業のスクリーニングおよび②コンセSSION期間中のモニタリングなどに関するガイドラインおよび/または参考資料の作成が想定される。より具体的には、①ライン省庁から経済開発省に対して提出される複数の支援対象 PPP 事業の中で、PPP として実施可能な案件をどのようにスクリーニングするか、②コンセSSION期間中の支援対象 PPP 事業を C/P がいかに管理・モニタリングするか等について取りまとめる。

(17) 本邦研修及び第三国視察

モンゴル国の PPP 普及に関し、日本並びに、類似の改革及び PPP の導入・運用経験を有する第三国において、国際基準・実務に沿った PPP の導入経験が学べるような視察・研修の計画を策定して、受入機関の特定・調整及び実施支援を行う。(詳細は「5. 実施方針及び留意事項」に記載)

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はプロジェクト業務完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：5部
ワーク・プラン(第1年次)	業務開始から約3ヵ月後	和文：5部 英文：5部 モ文：5部
プロジェクト業務進捗報告書	2015年1月下旬 2015年7月下旬 2016年1月上旬	和文：5部 英文：5部 モ文：5部
プロジェクト業務完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：5部 モ文：5部 CD-R：3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- e) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書/完了報告書記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度(中間レビュー・終了時評価結果の概要等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言

f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
 - ② 業務フローチャート
 - ③ 詳細活動計画
 - ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - ⑤ 研修員受入れ実績
 - ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
 - ⑦ 合同調整委員会議事録等
 - ⑧ モンゴル PPP 環境（政策・制度・規制）や PPP 候補事業に関する情報、入札動向、コンセッション契約交渉中・締結案件の実施状況等に関する最新情報（*最新情報を整理の上、随時更新）
 - ⑨ その他活動実績
- 注）d）、e）及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ① モンゴル PPP 政策・制度に係る報告書（和文・英文・モ文）【活動 2-1】
- ② 民間セクター対話報告書（和文・英文・モ文）【活動 2-3】
※ PPP ビジネス環境に係る民間セクターのコメント、要望及び提言を記載。
- ③ 本邦研修/第三国視察報告書（和文・モ文）【活動 2-7】
※ 研修毎に作成。
- ④ 支援対象 PPP 事業ケース・スタディ教材（和文・英文・モ文）【活動 2-8】
- ⑤ PPP 事業管理に係るガイドライン（和文・英文・モ文）【活動 2-9】
※ PPP 事業のスクリーニングおよびコンセッション期間中のモニタリング等。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の期間において業務を実施する。

2014年4月下旬～2016年5月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体） 約66M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する業務従事者を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な業務従事者構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

なお、啓発活動/業務調整については、他の専門家の補助要員として想定していることから、5～6号クラスの技術者を可能な範囲で長期間貼り付けることが期待されている。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・総括/PPP政策・制度的枠組み（2号）
- ・PPPファイナンス（2～3号）
- ・PPPインフラ
- ・PPP調達プロセス
- ・啓発活動/業務調整
- ・本邦研修運営管理

3. 対象国の便宜供与

モンゴル経済開発省の庁舎もしくは関連施設内に事務所スペースが提供される。その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料／参考資料

【配布資料】

- ① モンゴル「PPP能力強化プロジェクト」R/D（2014年1月29日締結）
- ② モンゴル「PPP能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（案）
※PDM（案）、PO（案）、事前評価表を含む
- ③ コンサルタント向け説明会資料（2014年1月23日実施分）
- ④ 公共財政管理分野におけるJICA技術協力の効果的な実施のための留意事項

【参考資料】

- ・その他ドナー作成資料（PPP 及びモンゴル関係）

【ドナー資料1】世銀「Mongolia Economic Update April 2013」

<http://www.worldbank.org/en/news/feature/2013/04/30/mongolia-economic-update-april-2013>

【ドナー資料2】アジア開発銀行「Evaluating the Environment for Public-Private Partnerships in Asia-Pacific: The 2011 Infrascopes」

<http://www.adb.org/publications/evaluating-environment-public-private-partnerships-asia-pacific-2011-infrascopes>

【ドナー資料3】世銀 PPIAF「Mongolia: Strategy for Public-Private Partnerships」

http://www.ppiaf.org/sites/ppiaf.org/files/publication/Mongolia_Strategy_for_PPP.pdf

【ドナー資料4】アジア開発銀行「Mongolia: Developing a Conducive Environment for Public-Private Partnerships」

<http://www.adb.org/projects/documents/developing-conducive-environment-public-private-partnerships-tar>

5. 供与機材

コンサルタントの機材調達は、一契約 1,500 万円を上限に、業務実施契約に含めることとし、JICA の指示に基づき調達することができるものとする。JICA が調達する機材については、コンサルタントは調達支援（モンゴルの事情に則した仕様書の作成や見積書の取り付け等入札に必要な書類案の作成、A4 フォームの取り付け、開梱立会い、検収等）を行う。調達予定の供与機材については、以下の供与機材リストを参照。ただし、最終的な調達機材の決定は、見積価格と予算状況を鑑み、プロジェクトにとって優先順位の高い機材を選定することとする。調達機材の決定に際しては、なお R/D で合意している機材供与リストに基づき、C/P 及び JICA と協議を行い、JICA の指示に従う。プロポーザルでは、可能な範囲で、具体的な調達計画を提案すること。

供与機材リスト

No	供与機材名	数量	仕様	備品
1	サーバーコンピューター	1	<ul style="list-style-type: none"> Processor/CPU -Intel Xeon, 2.4GHz Memory/RAM - 16GB HDD: 4TB 	
2	ノートパソコン	12	<ul style="list-style-type: none"> Operating System: Windows 8 Processor: Core i7, 2.5GHz or more Display: 14" or more RAM/Memory: 6GB HDD: 500GB or more 	<ul style="list-style-type: none"> -Microsoft office 2010 pro -Antivirus
3	ボイスレコーダー	4	<ul style="list-style-type: none"> MP3 2Gb Recording time: 240 time 	Headphone
4	外付けハードディスク	6	<ul style="list-style-type: none"> Connector: USB 2.0, USB 3.0 1TB/1000GB 	
5	デジタルカメラ	2	<ul style="list-style-type: none"> Video/Full HD (1920 x 1080i) Camera - 14 megapixel resolution for high-quality 	Memory card 16GB
6	カラープリンター	1	<ul style="list-style-type: none"> Paper size: A3 ,A4 	
7	プロジェクター	2	<ul style="list-style-type: none"> Resolution: WXGA (1280 x 800) Image contrast ratio: 2000:1 	
8	スクリーン	2	<ul style="list-style-type: none"> Size: 150cmx200cm 	
9	シュレッダー	2		
10	スキャナー	3	<ul style="list-style-type: none"> 2400x4800 dpi Paper size: A4 	
11	レーザーポインター	4	<ul style="list-style-type: none"> Timer set 	

6. 本邦研修・第三国視察に係る見積もり

本邦研修は「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012年4月版）」を参照の上、研修実施経費を本見積りの中に含めることとする。また、本邦研修運営管理に従事する業務従事者についても諸経費・技術経費を計上することを認める。

参照先：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

なお、第三国視察に係る経費は本見積りにて計上すること。

7. 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地での留意事項については、海外安全ホームページ及びJICA モンゴル事務所、在モンゴル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA モンゴル事務所と常時連絡が取れる体制を取り、現地作業時に緊急連絡網をJICA モンゴル事務所に提出し、特に地方において活動を行う場合は、移動手段等についてJICA モンゴル事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

以上